

「新潟市いじめ防止等のための基本的な方針」の改定

| | | |
|-------|---------------------|----|
| H25.9 | いじめ防止対策推進法 | 施行 |
| H26.4 | 新潟市いじめ防止等のための基本的な方針 | 策定 |
| | ※「3年を目途とした見直し」を明記 | |
| H29.4 | 改定予定 | |

<現行の基本方針から見える課題>

現行の「新潟市基本方針」は、学校が実施すべき施策として、いじめの未然防止・早期発見・速やかな組織的対応等を行うことを定めている。しかし、具体的な方策までは言及していないため、「新潟市基本方針」を受けて各校が作成する「学校いじめ基本方針」が、多くの学校で実効性に欠けるものとなっている。

各校がより具体的で、より実効性のある「学校いじめ基本方針」を作成できるように、設置する組織の明示や、フロー図、具体例を多く記載するなど、各校が活用しやすい「新潟市基本方針」にする必要がある。

<今回の改定のポイント>

- いじめの積極的な認知の推進
- いじめに対するシステムの明確化

(1) 「校内いじめ対応ミーティング」の設置

- ・全校に、迅速かつ組織的・実効的ないじめ対応組織の設置を義務化
- ・機動的なメンバー構成及び構成人数（資料3-1）
- ・役割の明確化といじめへの対応フロー図の作成（資料3-2）

(2) いじめの定義、態様、具体例の記載と調査用紙（例）の提示

- ・いじめの正しい理解及び積極的な認知のため、定義や態様、具体例を改めて記載
- ・効果的ないじめ調査実施のため、調査用紙の例を掲載（資料3-3）

(3) アンケートの複数人によるチェック体制の明示

- ・担任による情報抑止や認知漏れ防止のため、複数人によるチェック体制を義務化

(4) 重大な事案への対応を明示

- ・重大事態につながるおそれのある事案への対応を明示
- ・重大事態に対する調査主体を実態に合わせて変更
- ・新潟市いじめ防止対策等専門委員会の役割を明確化

(5) 安易に「いじめは解消した」と判断しないことを明示

- ・いじめの「解消」に対する慎重な判断及び「一定程度の解消」の捉え方を明示

(6) その他

- ・教員自身の言動や行動がいじめの助長につながることを明示

学校に設置するいじめの防止に係る組織の概要

各学校は、いじめの防止等のため、各学校で定める基本的な方針に基づき、組織的な取組を充実させるために、学校と中学校区にいじめの防止等の対策のための組織を設置します。

各学校の組織

校内いじめ対応ミーティング（※）

※ 名称については各学校による

- ① いじめの状況についての報告を受け、メンバー内での情報共有、共通理解を図る。
- ② 事実関係の把握のための調査を行い、対処のための方針や方法を協議する。
- ③ 解決にむけて、児童生徒への指導を行う。

< 構成員 >

管理職，生徒指導主事（生活指導主任），関係児童生徒の学級担任・学年主任，事案に関係する教職員等で構成する。

調査・対応組織

いじめ対策委員会（※）【法第22条】

※ 名称については各学校による

- ① 各学校のいじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- ② いじめが生じた場合など、必要に応じて、臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

< 構成員 >

教職員（校長，教頭，生徒指導担当など），スクールカウンセラー，心理や福祉の専門家，精神科医などの医師，教員・警察官経験者などの地域人材等で構成する。

防止に向けた組織

調査・対応組織

各中学校区の組織

中学校区いじめ防止連絡協議会

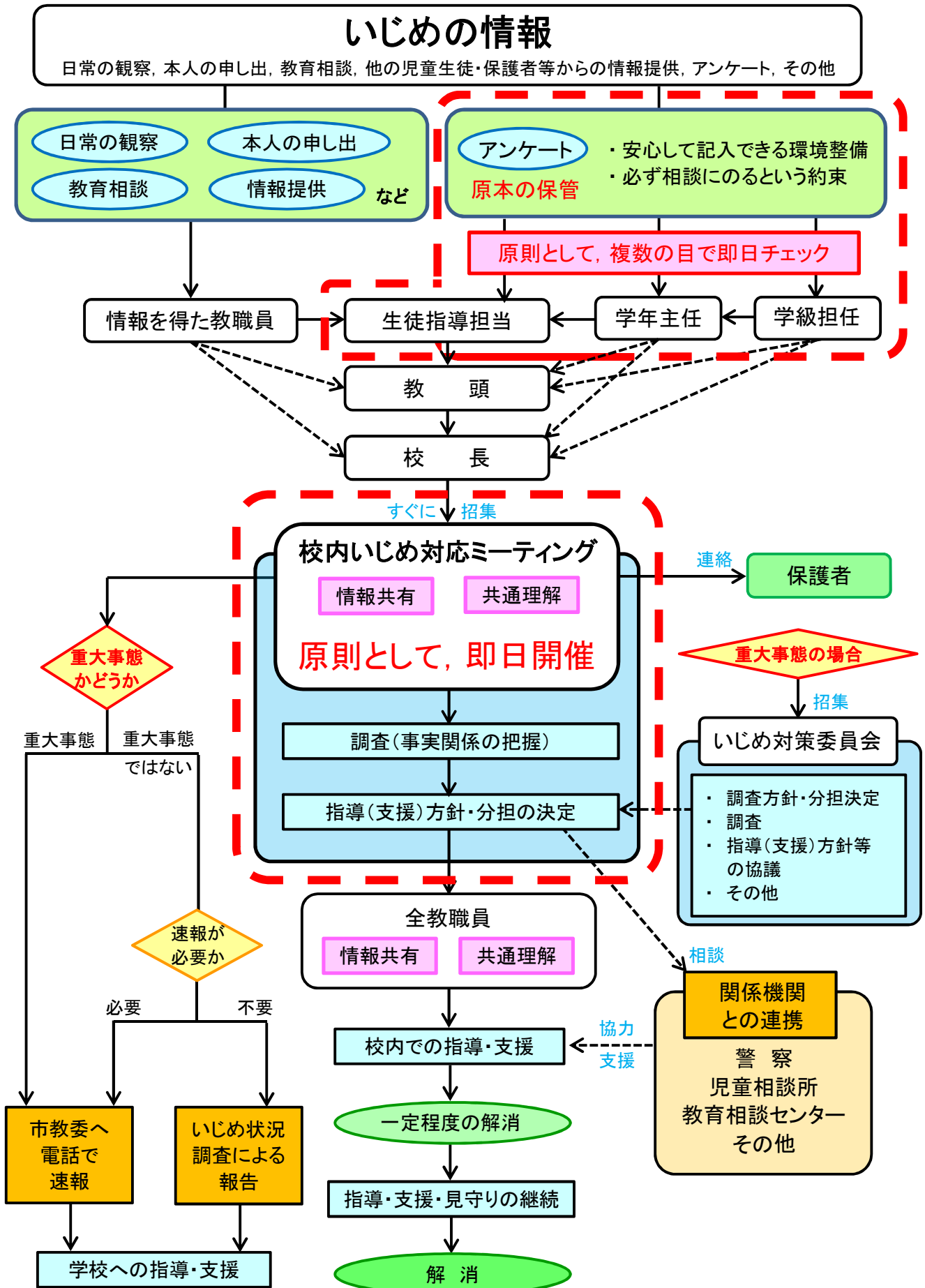
中学校区の学校，保護者，地域の代表等が連携して，中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して，地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

< 構成員 >

地域コミュニティ協議会，青少年育成協議会，民生委員・児童委員，PTA，スクールカウンセラー，教職員などの代表で構成する。

防止に向けた組織

いじめの情報についての報告・対応の流れ(例)



【例】「なかまとのかわり」についてのアンケート〔小学校中学年〕

年 組 番 名前

●月●日～●月●日の間で、あなたがこまったりなやんだりしたことについて教えてください。

1〔全員が教えてください〕

あなたは、学級や学年、学校の友だちから下のようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」と思ったことがありますか。あった場合には○を、なかった場合には×を、それぞれ記入してください。

| できごとの内容 | ○・× |
|--|-----|
| からかわれたり、悪口やおどしなどのいやなことを言われたりした。 例) 見た目や性格のことで気にしていることを言われた。いやなあだ名をつけられた。「バカ」「しね」「ころすぞ」などと言われた。 | |
| 仲間はずれ、しゅうだんによるむしをされた。 例) 体育のゲームで、わざと自分だけボールを回してもらえなかった。グループからはずされたり、学級やグループからむしされたりした。 | |
| 軽くぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) 遊びでプロレスなどをさせられて、自分だけわざをかけられた。せなかをたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。 | |
| ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) すごくいたみを感じるくらいの強さで、たたかれたりけられたりした。プロレスなどのわざを、相手からむりやり強い力でかけられた。 | |
| お金や物をむりやり取られた。 例) 買い物でむりやりおごらされたり、お金を払わされたりした。「ちょうだい」「かして」としつこく言われ、自分の物をむりやり取られた。 | |
| お金や物をかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、すててられたりした。 例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつをかくされた。授業で作った作品をこわされた。カサを取られたり、折られたりした。 | |
| いやなことやはずかしいこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 例) スポン下ろしをされた。みんなのもち物を、自分だけもってはこぼされた。「悪い」「やってはいけない」「ケガをしそうな」ことを、むりやりさせられた。 | |
| パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたりされたりした。 例) 自分の名前や写真を、ネットのゲームで勝手につかわれた。悪口やウソの内容をDSに書かれて流された。LINE はずしをされた。 | |
| その他 ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いやいたい思いをさせられたことがあれば○を、なければ×を記入してください。 | |

2〔1で○をつけた人だけ教えてください〕

今は、どうなっていますか。当てはまる方の〔 〕に、○を記入してください。

今も、こまったできごとがまだつづいている（1つだけでも）……〔 〕

今は、こまったできごとは一つもつづいていない……〔 〕

3〔全員が教えてください〕

あなたのまわりに、1のようなことで、こまっていたり、なやんでいたりする友だちはいますか。当てはまる方の〔 〕に○を記入してください。

ある〔 〕 ない〔 〕

ありがとうございました。こまったことやなやみがあったら一人でもがまんせず、先生やほけんしつ先生などに、いつでもそうだんしてください。